

クロスボウの所持許可制について

所持できる用途

- ① 標的射撃(1号) ② 動物麻酔等の産業用(2号の2) ③ クロスボウ射撃資格者に対する指導用(5号の3) 等
- ※ 標的射撃とは、射撃競技の規則に従って射撃すること等をいい、**危害予防上必要な措置が執られている場所でなければ射撃できません。**
- ※ 銃刀法上、狩猟や有害鳥獣駆除の用途で所持許可を受けることも可能ですが、学術目的での狩猟やトド等水産業上の被害防止目的での有害鳥獣駆除等に限られます。

人的欠格事由

- ① 18歳に満たない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 一定の精神病等
 - ④ アルコール・麻薬の中毒者
 - ⑤ 心神喪失・心神耗弱
 - ⑥ 住居不定
 - ⑦ 所持許可の取消処分から5年
 - ⑧ 所持許可の取消処分から10年
 - ⑨ 取消逃れの防止
 - ⑩ 年少射撃資格認定の取消処分から5年
 - ⑪ 年少射撃資格認定の取消処分から10年
 - ⑫ 禁錮以上の刑について5年
 - ⑬ 銃刀法・火薬類取締法の罰金刑について5年
 - ⑭ 一定の犯罪の罰金刑について5年
 - ⑮ ストーカー行為等について3年
 - ⑯ DVの保護命令について3年
 - ⑰ 暴力的不法行為等を行うおそれがある者
 - ⑱ 他人の生命、身体、公共安全を害するおそれ等
- ※ 法第5条、第5条の2に規定

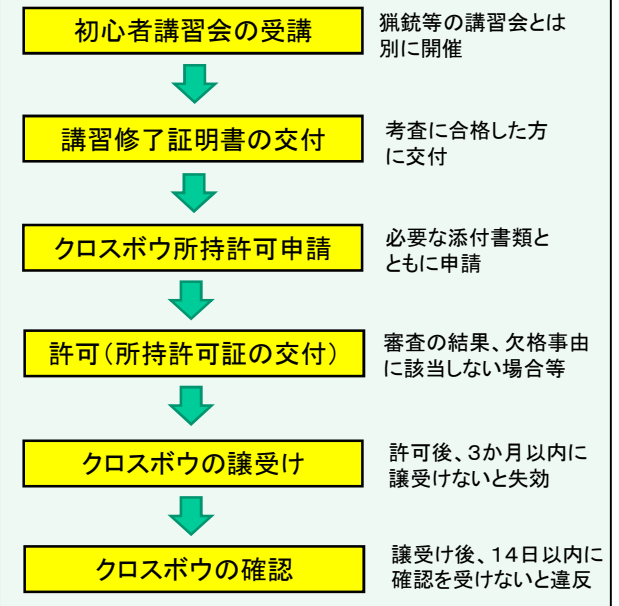
物的欠格事由

- ① クロスボウ以外のものに誤認されるように変装したクロスボウ
- ② 引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構又は発射する矢の方向を安定させる機構に危害を発生するおそれのある著しい欠陥があるクロスボウ

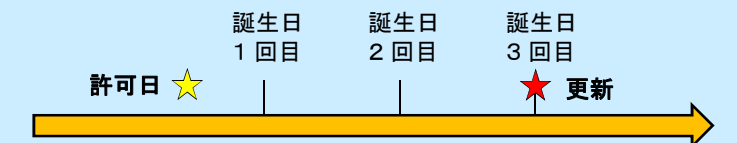
保管設備の基準・方法

基準	<ol style="list-style-type: none"> ① 金属製ロッカーその他容易に破壊することができない構造の設備であること ② 確実に施錠できる錠を備えていること ③ 管理上支障のない場所にあること ④ 容易に持ち運びできないこと
方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 基準を満たす保管設備に確実に施錠して保管すること ② 保管設備を点検し、基準に適合するように維持すること

所持許可申請の流れ



許可の有効期間(1号許可)



- ※ 許可の有効期間は、許可を受けた日から3回目の誕生日が経過するまでの間
 ※ 更新申請は、許可の有効期間が満了する2か月前から1か月前までに行う
 ※ 更新申請には、クロスボウ経験者講習会を受講した上、講習修了証明書を提示する

クロスボウ射撃資格認定

- ① クロスボウの所持許可を受けようとする方が、クロスボウの選定をする目的
 - ② クロスボウの所持許可を受けた方が、クロスボウの技能の維持向上する目的
- 上記の目的でクロスボウ射撃指導員の監督下において射撃することを希望する方はクロスボウ射撃資格認定証の交付を受けると、クロスボウ射撃指導員の指導用クロスボウを所持して射撃の練習をすることができます。
- 別のクロスボウ射撃指導員の監督下で、同様に射撃の練習をするためには、新たなクロスボウ射撃資格の認定が必要となります。